

## 漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量共に十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を</p>	<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>(1) 意義</p> <p>組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量共に十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-2-2 早期警戒制度</p> <p>組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、水協法第123条の2第3項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない組合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった組合に対しては、<u>早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うこと</u>によって、該当する個々のリスク等の実態を当該組合のビジネスモデルや統合的なリスク管理の状況に照らして的確に把握するとともに、組合の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。</p>	<p>改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2-2-2 早期警戒制度</p> <p>組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、水協法第123条の2第3項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない組合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった組合に対しては、<u>以下の①から③までの対応等を行うこととする。</u></p> <p>① 当局における分析</p> <p><u>基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、組合が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する組合に対し<u>ヒアリング等の監督上の対応</u>を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該組合の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ－２－３ 収益性 Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p>	<p>② <u>対話を通じた課題の明確化と共有</u> 構築した仮説に基づき、組合の自己評価を十分に踏まえながら、当局と組合との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</p> <p>③ <u>改善に向けた監督・対話</u> 共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</p> <p>(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する組合に対し、<u>上記①から③までの監督上の対応等</u>を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該組合の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p><u>なお、組合による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。</u></p> <p>(注2) <u>個々のリスク等の基準に該当する組合に対しては、上記①から③までの取り組み方を基本としつつも、組合の規模・特性等に応じた対応を行うことに留意する。</u></p> <p>Ⅱ－２－３ 収益性 Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる組合に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改善措置)</p> <p>Ⅱ-2-4 信用リスク Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる組合に関しては、<u>Ⅱ-2-2-2①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改善措置)</p> <p>Ⅱ-2-4 信用リスク Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）又は与信残高が上位一定数以上の先への与信合計額で大きい方）の比率といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、<u>原因及び改善策等につい</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）又は与信残高が上位一定数以上の先への与信合計額で大きい方）の比率といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、<u>Ⅱ-2-2-2①から③</u></p>

## 漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>て、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する組合に対しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。（安定性改善措置）</p> <p>① (略) (新設)</p>	<p><u>までの対応等</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する組合に対しては、<u>Ⅱ－２－２－２①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。（安定性改善措置）</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>以下のイ. 及びロ. により、深度ある対話を行う必要があると認められる組合（以下のロ. d. を除いて平成 31 年 3 月期より適用）</u></p> <p><u>イ. 重要性テスト</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ΔEVE（金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの）の最大値が自己資本の額の 20% を超える組合は、下記ロ. の対象とする。</u></p> <p><u>ロ. オフサイトモニタリングデータの追加分析</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には、「組合が保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」（B I S 告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をいう。以下この②において同じ。）との関係を基本的な着眼点としつつ、以下の観点等を踏まえ、組合と深度ある対話を行う必要性について判断する。</u></p> <p>a. <u>「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係（「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する。）</u></p> <p>b. <u>「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係</u></p> <p>c. <u>「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係</u></p> <p>d. <u>「金利ショックが将来収益に与える影響」（平成 32 年 3 月期より適用）</u></p> <p><u>（注 1）組合が、内部モデルを使用して金利リスクを計測する場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）及び検証の過程が適切に文書化されることを求めるものとする。また、監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する。</u></p> <p><u>（注 2）組合が、金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる行動オプション性（流動性貯金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期貯金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実</u></p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② 固有勘定のアウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセントイル値と 99 パーセントイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が自己資本の額の 20%を超えるもの）に該当する組合（19 年 3 月期より適用）</p> <p>（注 1・2） （略）</p> <p>Ⅱ－2－6 流動性リスク Ⅱ－2－6－3 監督手法・対応</p> <p>（1）（略）</p>	<p><u>行等、金利変動に対する利用者の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）を、内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することを求めるものとする。</u></p> <p><u>（注 3）重要性テストに該当したことをもって、組合が過大なリスクテイクを行っているとはみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。</u></p> <p>③ 固有勘定のアウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利ショック（イ. 上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセントイル値と 99 パーセントイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が自己資本の額の 20%を超えるもの）に該当する組合（上記②の適用開始まで）</p> <p>（注 1・2） （略）</p> <p>Ⅱ－2－6 流動性リスク Ⅱ－2－6－3 監督手法・対応</p> <p>（1）（略）</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p>	<p>(2) 預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>Ⅱ-2-2-2①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p>
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理 Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ-4-8-4-3 自己資本の充実の状況等の開示</p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理 Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ-4-8-4-3 自己資本の充実の状況等の開示</p>
<p><u>(1) 一般的な留意事項</u> 自己資本比率規制の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成 19 年 3 月 23 日金融庁・農林水産省告示第 5 号）<u>の趣旨に従って適切に実施される必要がある</u>。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更する可能性のあ</p>	<p>自己資本比率規制の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成 19 年 3 月 23 日金融庁・農林水産省告示第 5 号）<u>に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある</u>。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更する可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p>



## 漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>る情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 定性的な開示事項</u></p> <p>① 「<u>連結の範囲に関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>イ. 「<u>自己資本比率告示第11条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団</u>（以下「<u>連結グループ</u>」という。）に属する会社と<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき<u>連結の範囲</u>（以下「<u>会計連結範囲</u>」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B I S 告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</li> <li>・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</li> </ul> <p>ロ. (略)</p>	<p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p><u>(注) Ⅲ-4-8-4-3は、主に組合が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、組合が連結の自己資本比率を算出する場合は、適宜読み替えて適用するものとする。</u></p> <p><u>(1) 定性的な開示事項</u></p> <p>① 「<u>連結の範囲に関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>イ. 「<u>連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団</u>（<u>連結グループ</u>）に属する会社と<u>連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲</u>（<u>会計連結範囲</u>）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B I S 告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</li> <li>・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</li> </ul> <p>ロ. (略)</p>

## 漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 「水産業協同組合法施行令第10条第5項第3号に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</li> <li>・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</li> <li>・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針。<u>また、会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項。</u></li> </ul> <p>⑨ (略)</p> <p><u>(3) 定量的な開示事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「<u>貸借対照表計上額、時価</u>」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 「水産業協同組合法施行令第10条第5項第3号に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</li> <li>・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</li> <li>・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針<u>(会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項を含む。)</u></li> </ul> <p>⑨ (略)</p> <p><u>(2) 定量的な開示事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「<u>貸借対照表計上額及び時価</u>」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ (略)</p>